

定例会答弁3. 環境意識を高めるために－レジ袋の有料化について－

(1)7月1日からのレジ袋有料化に向けて、マイバッグ持参や使い捨てのプラスチックを減らすため、市民に向けてどのような啓発を行っているのか？

A:市役所本館ロビーや、食品スーパーの店頭に啓発ブースを設置し、マイバッグの利用を呼びかけるほか、6月の環境月間にあわせ、広報まつやまで、必要以上にプラスチックを使わないよう、一人ひとりが実践できる取り組みを紹介しました。今後も、テレビやラジオをはじめ、市民と接する機会を活用し、マイバッグやマイボトルへの切り替えのほか、詰め替え商品を選ぶなど、便利なプラスチックとかしこくつきあうプラスチックスマートを啓発していきます。



国の「プラスチック資源循環戦略」の取り組みの一環として、7月1日からのレジ袋有料化にあわせ、3月議会でも、市民への啓発を質問しましたが、導入直前(質問は6月22日)ということもあり、再度、質問しました。

国内のレジ袋の使用は、年間20万トン程度で、1年間に出る廃プラの2%程度です。しかし、レジ袋の有料化は、海洋プラスチックごみ対策として、プラごみを減らすための大切な取り組みの第一歩です。未来に現在の環境をのこすため、環境意識を高めるために、必要な取り組みだと考えています。



今回のレジ袋の有料化を契機に、私一人ぐらい環境に無関心でも構わないではなく、まず私から環境に優しいことを始めようと環境に関する意識が高まり、ごみを出さないライフスタイルを目指す方向に市民の意識が向かえばいいと考えています。

誰もが、安心して暮らせる、まつやまを！

本市における令和2年4月1日現在の65歳以上の人口は141,905人で総人口に対する比率は27.8%です。ちなみに、15年前の平成17年は、95,749人で、18.7%となっています。このように本市の高齢者人口は年々増加しており、特に独居老人の方から「ごみ集積所まで、ごみを出しにくいのがしんどい」という声も届いています。

	総人口	65歳以上	
		人口	割合
H17年	511,803	95,749	18.7
R2年	509,797	141,905	27.8

県下でも新居浜市は、ふれあい収集といって、基準に該当する高齢者や障がい者を対象に、申請により、ごみを戸別訪問収集しています。

四国中央市でも、安心ふれあいごみ収集といって、新居浜市と同様な取り組みをしています。さらに、収集時にごみが出されていない場合などは、声かけをするなどして安否確認を行い、確認できない場合は、あらかじめ指定された緊急連絡先に電話でお知らせし、安否を確認してもらっています。

最新の環境省調査最新の環境省調査結果では、ゴミ出し支援実施市区町村数は 387市区町村(全体の23.5%)となっています(2019年3月時点)。本市でも、ごみの個別収集の実現に向けて、働きかけていきたいと考えています。



個別収集の際に、最も気をつけなければならないことは、サービス対象者のプライバシーの問題です。状況把握の過程で、家族内容や状況等が分かってくるために、どうしても対象者のプライバシーの部分に触れることとなります。対象者のプライバシーが完全に守られなければなりません。また、個別収集の対象者とわかると、商品購入などの執拗な勧誘や、犯罪の標的にされる可能性も出てきますので、その点にも細心の注意が必要だと考えています。

さらには、対象者を妊産婦などに広げることも視野にいれて、市民の皆さんが安心して暮らせるように、多様な市民サービスを実現したいと考えています。

上田さだひと通信

vol. 24
2020年8月号

上田さだひと後援会 討議資料

市民の皆さんの意見を聞き、受け止め、行動に移します

皆様におかれましては、常日頃より、上田さだひとに対しまして、多大なるご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

◆前回定例会について

6月12日から7月2日まで、6月定例会が開催され、一般会計でおよそ43億3,000万円の補正予算案などについて採決が行われた。

また、6月22日には、3つのテーマで、一般質問をしました。今回の「通信」で、答弁の内容や、質問にいたった私の考えなどを説明しています。さらに、最終日には正副議長選挙が行われ、新議長には「みらい松山」の若江進議員が、副議長には同じく渡部克彦議員が選ばれました。



▲議会でも飛沫感染予防対策がとられました。

私の信念は「松山をよくする」の一言に尽きます。特定の企業や団体のご機嫌を取るような振る舞い、議会での権力争いではなく、常に、松山をよくするためにはどうしたらいいかを考え、行動しています。

◆新型コロナウイルス対策の特別措置法の改正について

新型コロナウイルスの拡大感染を抑える仕組みを作ることが、国民の安全を守るとともに、経済再生の近道です。そのためにも、国ができること、しなければならないこと、各自治体がすべきことを、明確に示してもらいたいと考えています。

現行の新型コロナウイルス対策の特別措置法では、緊急事態宣言を発令するのは国で、個人に外出自粛、店舗などに休業を要請、指示するのは知事です。しかも、従わない場合の罰則も、従った際の補償も、法律上はありません。そこで、地域が緊急事態宣言を下せるように、主に次の2点の法改正を望んでいます。

- ・知事権限の明確化(緊急事態時の権限の強化)
- ・休業要請と金銭的補償



新型コロナウイルス感染症が心配なときに

愛媛県と松山市が合同で、24時間相談可能な一般相談窓口を設置しています。(※8月12日現在の情報です)

新型コロナウイルス感染症に関する一般的なご質問やご相談は、下記の相談窓口にご連絡ください。

- ・対応時間:24時間対応(土日・祝日含む)
- ・電話番号:089-909-3468
(愛媛県・松山市共通)

■目次

- ごあいさつ/新型コロナウイルス関連
- 1 今後のスポーツ振興への取り組みについて
 - 2 ごみの円滑な処理について
 - 3 環境意識の向上－レジ袋の有料化について－
 - 4 誰もが、安心して暮らせる、まつやまを！

☆お問い合わせは
上田さだひと事務所まで
Tel/ Fax.(089)961-4117